

臨時・非常勤職員に関する調査結果について  
(全地方公共団体分)

平成20年4月1日現在

※臨時・非常勤職員の職種や勤務形態は多様であり、本調査結果についてはある程度の幅をもって考えられるべきことに留意が必要。

## 1-1 地方公共団体の臨時・非常勤職員数(職種別・団体区分別)

(単位：人)

職 種	平成20年4月1日					合計	構成比(%)
	都道府県	政令指定都市	市町村等	合計	構成比(%)		
一般事務職員	26,167	11,202	82,313	119,682	24.0		
技術職員	2,759	894	3,791	7,444	1.5		
医師	3,420	1,245	4,576	9,241	1.9		
医療技術員	1,945	798	5,890	8,633	1.7		
看護師等	4,468	1,340	17,677	23,485	4.7		
保育士等	1,755	5,950	81,704	89,409	18.0		
給食調理員	1,793	2,811	32,730	37,334	7.5		
技能労務職員	8,935	5,448	39,536	53,919	10.8		
教員・講師	32,430	3,459	21,492	57,381	11.5		
その他	19,578	8,385	63,305	91,268	18.3		
合 計	103,250	41,532	353,014	497,796	100.0		

※1 本調査は、平成20年4月1日現在において、※2に該当する職員について調査を行ったものです。(次頁以降も同じ。)

※2 調査対象職員は、都道府県、政令市、市町村等(市町村、特別区、一部事務組合、広域連合、財産区及び地方開発事業団)の臨時・非常勤職員(地方公務員法3条3項3号、17条又は22条2項若しくは5項により任用されている者で、任期付短時間勤務職員や再任用短時間勤務職員等一定の職員を除きます。)であって、任用期間が6月以上又は6月以上となることが明らかであり、かつ、1週間当たりの勤務時間が20時間以上の職員です。

※3 職種の分類は別表「職種の分類」とおりです。

1-2 地方公共団体の臨時・非常勤職員数(職種別・任用根拠別)

(単位:人)

職 種	特別職非常勤職員 (法3条3項3号) ※1					一般職非常勤職員 (法17条) ※2					臨時的任用職員 (法22条2項・5項) ※3						
	計	構成比 (%)		男	女	計	構成比 (%)		男	女	計	構成比 (%)		男	女	計のうち フルタイム 職員	
		構成比 (%)	男				女	構成比 (%)				男	女				構成比 (%)
一般事務職員	119,682	100.0	22,997	96,685	46,061	38.5	14,545	31,516	25,048	20.9	3,661	21,387	48,573	40.6	4,791	43,782	27,288
技術職員	7,444	100.0	4,538	2,906	4,393	59.0	3,122	1,271	1,240	16.7	643	597	1,811	24.3	773	1,038	1,217
医師	9,241	100.0	6,770	2,471	6,797	73.6	5,008	1,789	1,170	12.7	842	328	1,274	13.8	920	354	937
医療技術員	8,633	100.0	969	7,664	3,957	45.8	557	3,400	1,589	18.4	152	1,437	3,087	35.8	260	2,827	1,733
看護師等	23,485	100.0	501	22,984	6,650	28.3	178	6,472	5,914	25.2	71	5,843	10,921	46.5	252	10,669	5,861
保育士等	89,409	100.0	3,804	85,605	19,286	21.6	1,118	18,168	20,046	22.4	700	19,346	50,077	56.0	1,986	48,091	27,144
給食調理員	37,334	100.0	866	36,468	8,331	22.3	258	8,073	11,512	30.8	192	11,320	17,491	46.9	416	17,075	8,075
技能労務職員	53,919	100.0	31,538	22,381	20,865	38.7	14,896	5,969	12,485	23.2	6,520	5,965	20,569	38.1	10,122	10,447	11,458
教員・講師	57,381	100.0	17,985	39,396	22,652	39.5	7,556	15,096	5,472	9.5	1,100	4,372	29,257	51.0	9,329	19,928	22,252
その他	91,268	100.0	37,769	53,499	61,027	66.9	29,161	31,866	14,895	16.3	4,881	10,014	15,346	16.8	3,727	11,619	4,991
合 計	497,796	100.0	127,737	370,059	200,019	40.2	76,399	123,620	99,371	20.0	18,762	80,609	198,406	39.9	32,576	165,830	110,956

※1 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員若しくはこれらの者に準ずる者として任用されている者

※2 一般職として期限付任用されている者(一般的に地方公務員法第17条に基づく任用とされている者)

※3 地方公務員法第22条第2項又は第5項に基づき臨時的任用されている者

※4 職種の分類は別表1「職種の分類」のとおりです。

(別表) 職種の分類

分類	業務内容例
一般事務職員	事務系の常勤職員が通常行う業務に類似する業務を行う者
技術職員	技術系の常勤職員が通常行う業務に類似する業務を行う者
医師	保健所嘱託医、福祉事務所嘱託医、健康づくり嘱託医、福祉施設医員等
医療技術員	薬剤師、臨床検査技師、栄養士、心理技術員、予防接種補助員、歯科衛生士、理学・作業療法士等
看護師等	保健師、看護師、助産師等
保育士等	施設保育士、施設内介護職員、介助員、寄宿舎指導員、ホームヘルパー、ガイドヘルパー等
給食調理員	病院調理員、学校調理員等
技能労務職員	運転手、電話交換手、清掃機械運転、ごみ収集、家畜防疫作業、電気・ボイラー操作、守衛・庁務員等 (一般事務職員の業務を除く技能・労務系の職務を行うもの。ただし、病院調理員、学校調理員等は「給食調理員」に分類のこと。)
教員・講師	代替教員、学校講師、研修講師、児童施設講師、幼稚園教諭、英語指導助手等
その他	館長(公民館館長等)、相談員(消費生活相談員、交通事故相談員、青少年相談員等)、指導員(交通安全指導員、国民年金指導員等)、調査員(統計調査員等)、研究員(埋蔵文化財調査研究員等)、行政協力員(行政連絡員、駐在員等)、施設管理人(市町村有林管理人等)、奉仕員(森林巡回員等)、その他(上記以外の職種で臨時・非常勤職員が従事しているもの)

※ 選挙の実施に伴う臨時・非常勤職員については、当該年度の特殊事情によるものとして、対象職員から除いています。

未定稿

臨時・非常勤職員に関する調査結果について  
(都道府県分)

平成20年4月1日現在

## 1-1 都道府県の臨時・非常勤職員数(職種別)

(単位：人)

職種	平成20年4月1日			
	計	構成比(%)	男	女
一般事務職員	26,167	25.3	5,787	20,380
技術職員	2,759	2.7	1,543	1,216
医師	3,420	3.3	2,383	1,037
医療技術員	1,945	1.9	322	1,623
看護師等	4,468	4.3	206	4,262
保育士等	1,755	1.7	448	1,307
給食調理員	1,793	1.7	90	1,703
技能労務職員	8,935	8.7	5,446	3,489
教員・講師	32,430	31.4	12,992	19,438
その他	19,578	19.0	13,124	6,454
合計	103,250	100.0	42,341	60,909

※1 本調査は、平成20年4月1日現在において、※2に該当する職員について調査を行ったものです。(次頁以降も同じ。)

※2 調査対象職員は、都道府県の臨時・非常勤職員(地方公務員法3条3項3号、17条又は22条2項若しくは5項により任用されている者で、任期付短時間勤務職員や再任用短時間勤務職員等一定の職員を除きます。)であって、任用期間が6月以上又は6月以上とすることが明らかであり、かつ、1週間当たりの勤務時間が20時間以上の職員です。

※3 職種の分類は別表1「職種の分類」とおりです。

## 1-2 都道府県の臨時・非常勤職員数(職種別・任用根拠別)

(単位：人)

職 種	特別職非常勤職員 (法3条3項3号) ※1				一般職非常勤職員 (法17条) ※2				臨時的任用職員 (法22条2項・5項) ※3								
	計	構成比 (%)	男	女	計	構成比 (%)	男	女	計	構成比 (%)	男	女	計のうち フルタイム 職員				
														計	構成比 (%)	男	女
一般事務職員	26,167	100.0	5,787	20,380	12,974	49.6	4,866	8,108	4,854	18.6	396	4,458	8,339	31.9	525	7,814	6,553
技術職員	2,759	100.0	1,543	1,216	1,848	67.0	1,175	673	375	13.6	172	203	536	19.4	196	340	457
医師	3,420	100.0	2,383	1,037	3,002	87.8	2,094	908	257	7.5	176	81	161	4.7	113	48	136
医療技術員	1,945	100.0	322	1,623	1,097	56.4	213	884	351	18.0	52	299	497	25.6	57	440	465
看護師等	4,468	100.0	206	4,262	1,854	41.5	117	1,737	1,032	23.1	9	1,023	1,582	35.4	80	1,502	1,378
保育士等	1,755	100.0	448	1,307	812	46.3	242	570	502	28.6	48	454	441	25.1	158	283	303
給食調理員	1,793	100.0	90	1,703	770	42.9	44	726	697	38.9	18	679	326	18.2	28	298	247
技能労務職員	8,935	100.0	5,446	3,489	5,761	64.5	4,202	1,559	1,969	22.0	687	1,282	1,205	13.5	557	648	994
教員・講師	32,430	100.0	12,992	19,438	14,101	43.5	5,250	8,851	848	2.6	289	559	17,481	53.9	7,453	10,028	16,178
その他	19,578	100.0	13,124	6,454	17,558	89.7	12,057	5,501	1,843	9.4	1,022	821	177	0.9	45	132	131
合 計	103,250	100.0	42,341	60,909	59,777	57.9	30,260	29,517	12,728	12.3	2,869	9,859	30,745	29.8	9,212	21,533	26,842

※1 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員若しくはこれらの者に準ずる者として任用されている者

※2 一般職として期限付任用されている者(一般的に地方公務員法第17条に基づく任用とされている者)

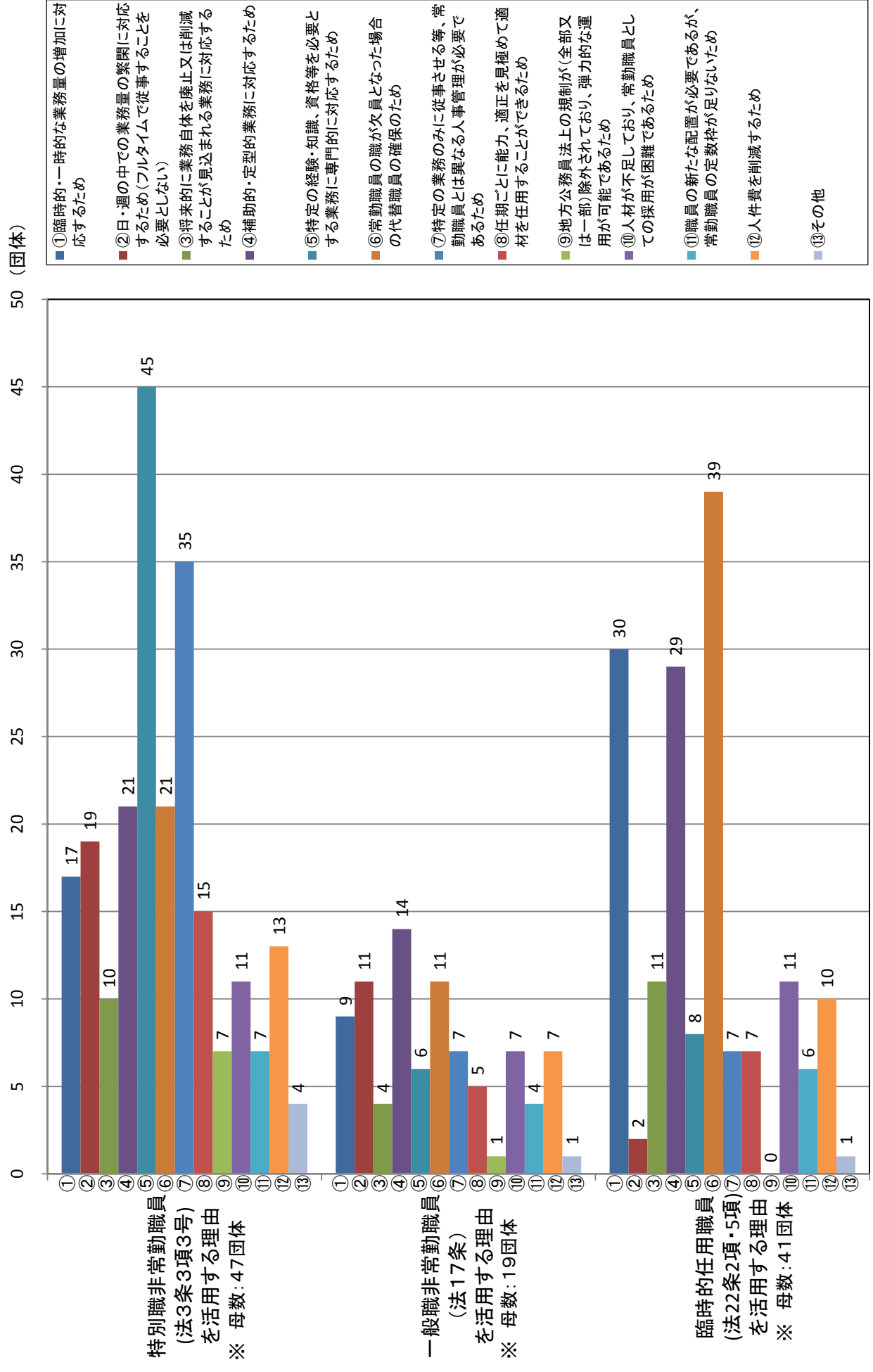
※3 地方公務員法第22条第2項又は第5項に基づき臨時的任用されている者

※4 職種分類は別表1「職種の分類」とおりです。

※5 各任用根拠により臨時・非常勤職員を任用している団体数は以下のとおりです。

	任用根拠		活用率(%)
	団体数	活用率(%)	
法3条3項3号	47	100.0	
法17条	19	40.4	
法22条2項・5項	41	87.2	

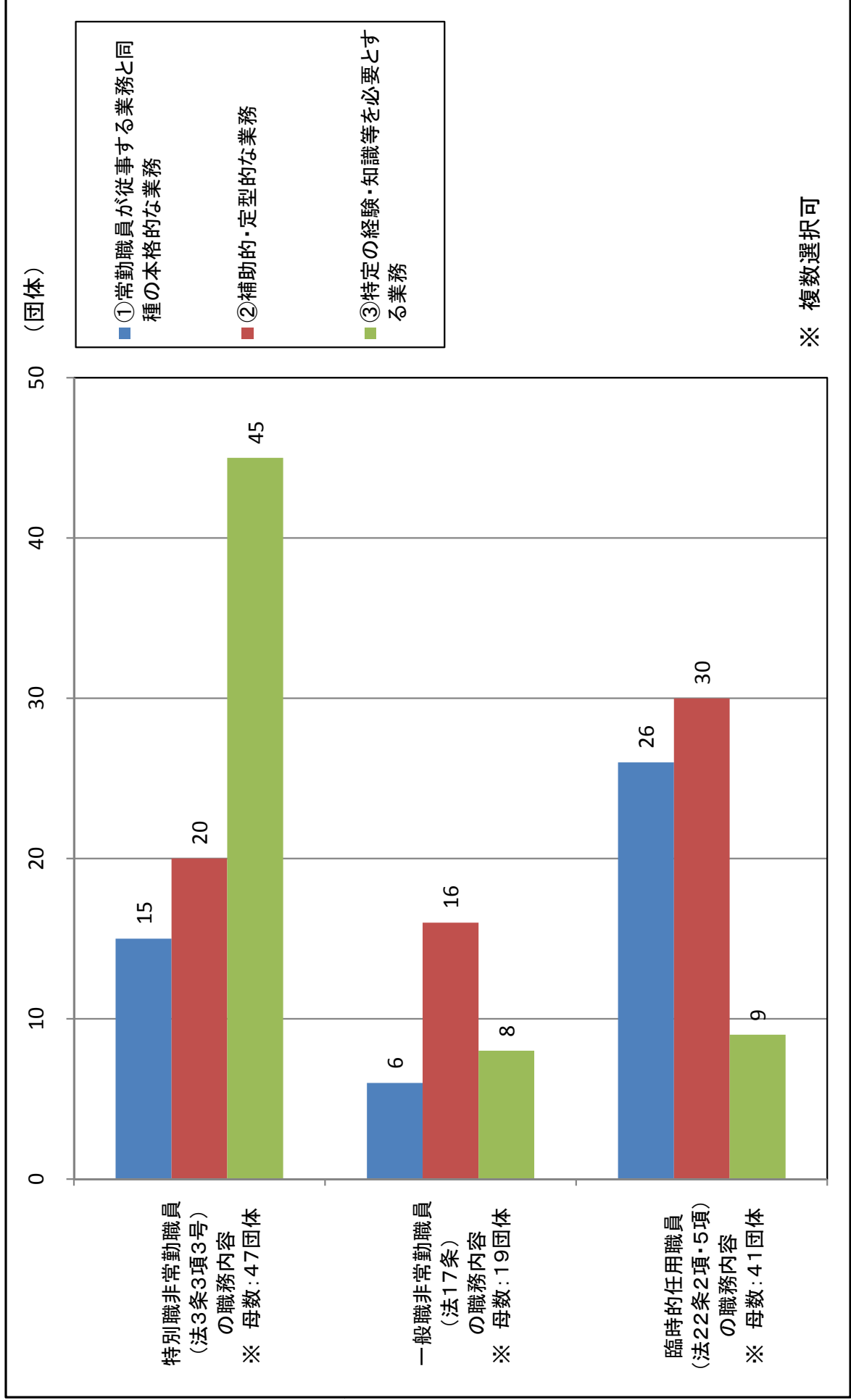
## 2 任用根拠別の臨時・非常勤職員を活用する理由（都道府県）



※ 複数選択可



### 3 任用根拠別の職務内容の区分の基本的考え方（都道府県）



#### 4-1 代表的な職種別の任用期間の状況（都道府県）

代表的な職種 ※1	任用根拠	任用期間 ※2				
		平均(月数)	3か月以下	3か月超 6か月以内	6か月超 9か月以内	9か月超 12か月以内
事務補助職員	特別職非常勤職員	11.7	1	0	0	29
	一般職非常勤職員	10.4	2	0	0	12
	臨時的任用職員	7.4	1	25	1	9
	特別職非常勤職員	11.5	1	1	0	33
看護師	一般職非常勤職員	10.5	1	2	0	12
	臨時的任用職員	7.7	0	23	0	9
	特別職非常勤職員	11.8	0	1	0	24
保育士	一般職非常勤職員	9.8	2	0	0	8
	臨時的任用職員	7.9	0	15	1	7
	特別職非常勤職員	11.7	1	0	0	30
給食調理員	一般職非常勤職員	10.5	1	2	0	12
	臨時的任用職員	8.0	0	14	1	7
	特別職非常勤職員	12.0	0	0	0	1
清掃作業員	一般職非常勤職員	12.0	0	0	0	1
	臨時的任用職員	6.0	0	2	0	0
	特別職非常勤職員	11.7	1	0	0	34
消費生活相談員	一般職非常勤職員	12.0	0	0	0	3
	臨時的任用職員	9.0	0	2	0	2

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 「任用期間」とは、条例、規則、要綱等で定められた当初任用する際の基本的な任期です。

4-2 代表的な職種別の再度任用の状況（都道府県）

代表的な職種 ※1	再 度 任 用 の 状 況 ※2																			
	再度任用の可否			再度任用回数の上限				通算任用期間の上限												
	不可能 (団体数)	可能 (団体数)	定めなし (団体数)	上限あり (団体数)	上限回数 (団体数)				定めなし (団体数)	上限あり (団体数)	平均 (年数)	上限期間 (団体数)								
					1回	2回	3回	4回				5回以上	1年以内 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超			
事務補助職員	特別職非常勤職員	0	30	17	13	3.5	0	5	1	6	1	16	14	4.1	2	0	4	1	6	1
	一般職非常勤職員	3	11	10	2	3.0	0	1	0	1	0	7	6	3.8	0	1	2	0	3	0
	臨時的任用職員	21	17	12	7	1.5	3	0	0	0	0	8	11	1.8	6	1	4	0	0	0
看護師	特別職非常勤職員	1	34	22	12	3.7	0	4	1	6	1	20	14	4.1	1	0	6	1	5	1
	一般職非常勤職員	1	14	14	0	0.0	0	0	0	0	0	11	3	3.2	0	1	1	0	1	0
	臨時的任用職員	12	21	17	7	1.3	5	2	0	0	0	11	12	1.8	7	1	3	1	0	0
保育士	特別職非常勤職員	0	25	17	8	2.9	1	3	0	4	0	16	9	3.7	1	0	4	0	4	0
	一般職非常勤職員	1	11	10	1	4.0	0	0	0	1	0	7	5	3.9	0	1	1	0	3	0
	臨時的任用職員	10	14	11	6	1.5	3	3	0	0	0	6	9	1.9	4	1	4	0	0	0
給食調理員	特別職非常勤職員	0	31	19	12	2.9	0	6	1	5	0	19	12	3.5	1	1	5	1	4	0
	一般職非常勤職員	1	14	11	3	3.0	0	1	0	1	0	10	5	3.5	0	1	2	0	2	0
	臨時的任用職員	9	14	13	3	1.5	1	1	0	0	0	10	7	1.7	4	1	2	0	0	0
清掃作業員	特別職非常勤職員	0	1	1	0	0.0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	一般職非常勤職員	0	1	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	1	3.0	0	0	1	0	0	0
	臨時的任用職員	0	1	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	1	2.0	0	1	0	0	0	0
消費生活相談員	特別職非常勤職員	0	35	25	10	4.0	0	2	1	6	1	23	12	5.6	0	1	2	1	5	3
	一般職非常勤職員	0	3	3	0	0.0	0	0	0	0	0	2	1	3.0	0	0	1	0	0	0
	臨時的任用職員	2	1	2	0	0.0	0	0	0	0	0	1	1	2.0	0	1	0	0	0	0

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 「再度任用」とは、当初予定されていた任用期間を満了した後に、引き続き同じ職種に任用することです。法22条2項及び5項に規定するような法定の更新は除きます。なお、任期の満了した職員を、任期満了後1か月以内の間隔を空けて再び任用する場合も再度任用に含めます。

### 4-3 代表的な職種別の同一人の再度任用を可能としている理由（都道府県）

（単位：団体）

職種	任用根拠	同一人の再度任用を可能としている理由						回答の母数
		1 勤務実績が良好であった者を引き続き勤務させるため	2 専門的知識・技能、資格・免許を要する職であり、人材確保が困難であるため	3 業務内容の特殊性、勤務時間の不規則性により、人材確保が困難であるため	4 担当業務（又は行政事務）に習熟した者を再度任用する方が効率的であるため	5 改めて募集、選考・採用試験を行うことが負担であるため	6 その他	
事務補助職員	特別職非常勤職員	8	8	1	13	0	0	30
	一般職非常勤職員	4	1	0	5	0	0	10
	臨時的任用職員	5	1	0	7	0	3	16
看護師	特別職非常勤職員	4	21	2	7	0	0	34
	一般職非常勤職員	3	8	0	3	0	0	14
	臨時的任用職員	3	14	1	2	0	0	20
保育士	特別職非常勤職員	3	15	1	6	0	0	25
	一般職非常勤職員	3	5	0	3	0	0	11
	臨時的任用職員	2	5	2	4	0	1	14
給食調理員	特別職非常勤職員	5	7	6	12	0	0	30
	一般職非常勤職員	4	3	2	4	0	0	13
	臨時的任用職員	2	4	3	4	0	0	13
清掃作業員	特別職非常勤職員	1	0	0	0	0	0	1
	一般職非常勤職員	0	0	0	1	0	0	1
	臨時的任用職員	0	0	0	0	0	1	1
消費生活相談員	特別職非常勤職員	5	19	1	10	0	0	35
	一般職非常勤職員	0	1	0	2	0	0	3
	臨時的任用職員	0	0	0	0	0	1	1

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

## 5 代表的な職種別勤務時間の状況（都道府県）

代表的な 職種 ※1	任用根拠	1週間当たりの勤務時間			
		平均勤務時間 (時間)	20時間以内 (団体数)	20時間超 30時間以内 (団体数)	30時間超 40時間以内 (団体数)
事務補助職員	特別職非常勤職員	30.9	0	21	6
	一般職非常勤職員	32.5	0	9	3
	臨時的任用職員	39.5	0	1	37
看護師	特別職非常勤職員	30.9	1	22	7
	一般職非常勤職員	31.1	0	11	2
	臨時的任用職員	39.9	0	0	31
保育士	特別職非常勤職員	30.5	1	16	6
	一般職非常勤職員	32.2	0	7	2
	臨時的任用職員	39.9	0	0	23
給食調理員	特別職非常勤職員	31	0	20	6
	一般職非常勤職員	30.2	1	10	2
	臨時的任用職員	39.2	0	1	21
清掃作業員	特別職非常勤職員	20	1	0	0
	一般職非常勤職員	0	0	0	0
	臨時的任用職員	40	0	0	1
消費生活相談員	特別職非常勤職員	30.1	1	27	5
	一般職非常勤職員	27	0	3	0
	臨時的任用職員	40	0	0	3

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 団体内で、同じ職種について複数の勤務時間の設定がある場合には、最も対象者の多い設定について回答しています。

6-1 事務補助職員の報酬及び費用弁償等の状況（都道府県）

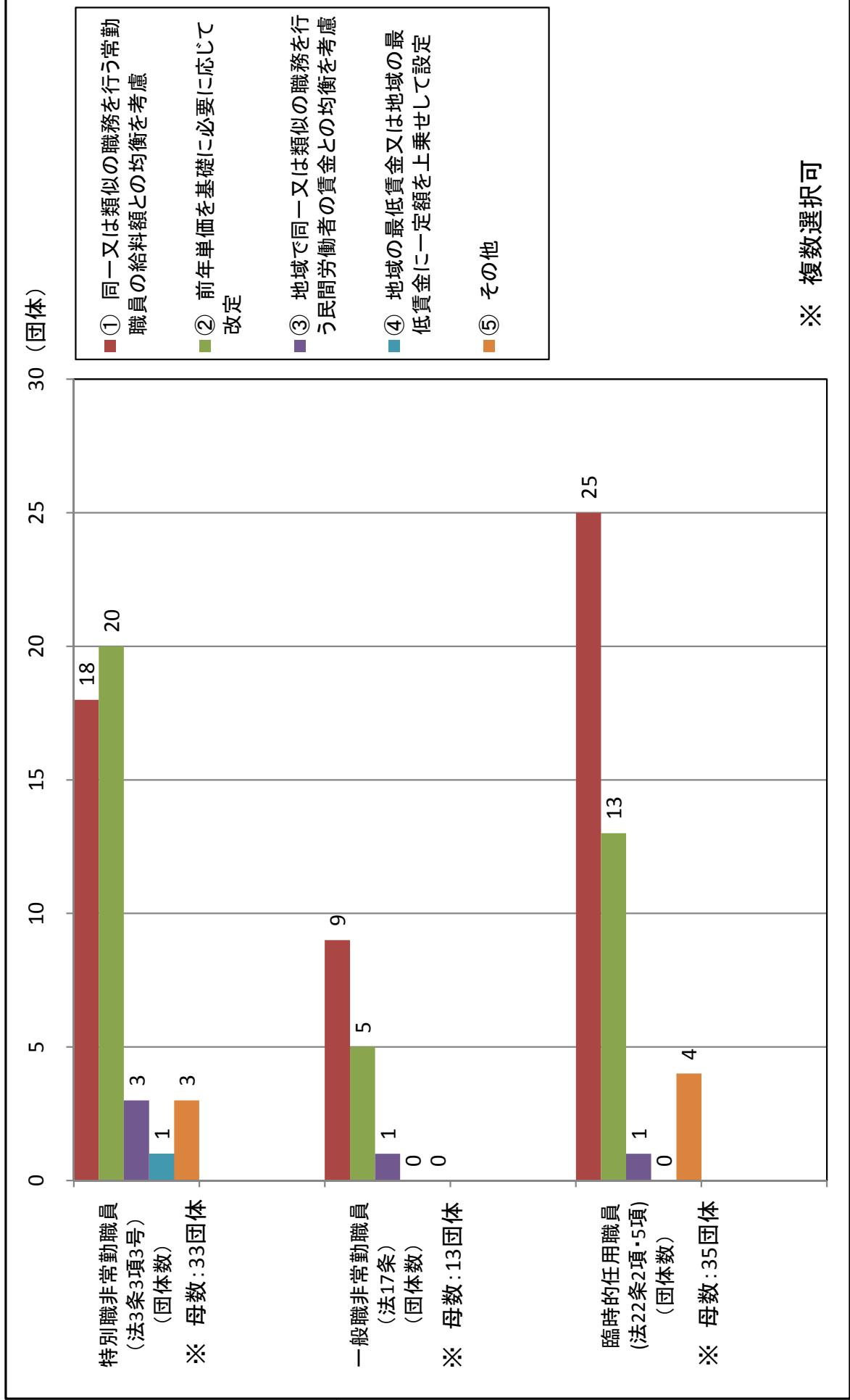
任用根拠	報酬及び費用弁償										給料 (常勤職員の場合) ※3			
	報酬の基本額 ※1 (1時間当たり換算額)					通勤費用 (費用弁償)					報酬の基本額以外の報酬 及び通勤費用・旅費 以外の費用弁償 ※2		支給 団体数	平均額(円)
	報酬額分布(団体数)										支給 団体数	平均額(円)		
	平均額(円)	700円以内	700円超 800円以内	800円超 900円以内	900円超 1,000円以 内	1,000円超	支給せず (団体数)	支給 (団体数)	支給せず (団体数)	支給 (団体数)			支給 団体数	平均額(円)
特別職非常勤職員 (法3条3項3号)	1,102	0	2	1	4	23	12	20	24	9	1	184,200		
一般職非常勤職員 (法17条)	946	0	2	3	2	5	2	11	8	5	0	0		
臨時的任用職員 (法22条2項・5項)	815	0	8	5	1	1	6	13	10	8	21	140,239		

※1 「報酬の基本額」とは、初任時に適用される報酬額です。

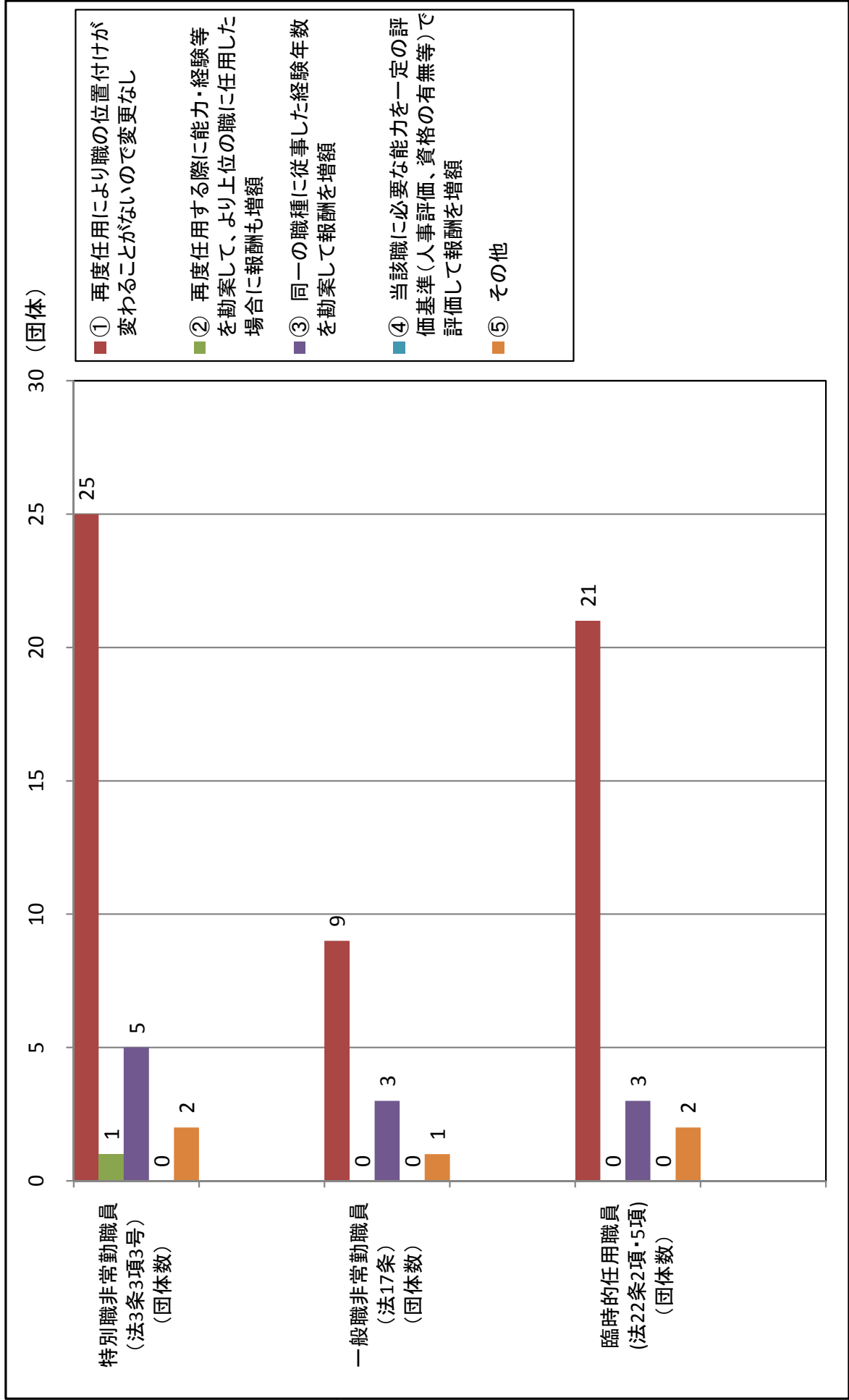
※2 「報酬の基本額以外の報酬及び通勤費用・旅費以外の費用弁償」は、時間外勤務に対する追加報酬等です。

※3 「給料」は、法3条3項3号、17条又は22条2項若しくは5項で任用された職員のうち、常勤（フルタイム）の者に対し、給料を支給している場合の、初任時に適用される給料額です。

6-2 報酬・給料の設定の考え方（都道府県）



### 6-3 再度任用時の報酬・給料等の考え方（都道府県）





## 6-4 事務補助職員の休暇の状況（都道府県）

（単位：団体）

任用根拠	休 暇 の 状 況 (団 体 数)																										
	年次有給休暇		産前・産後休暇		育児時間		生理休暇		子の看護休暇		病気休暇		忌引休暇														
	無	有	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給									
特別職非常勤職員	0	34	8	27	1	26	9	26	26	1	25	7	27	3	25	23	12	0	12	21	13	7	8	16	18	17	2
一般職非常勤職員	1	13	3	11	1	10	3	11	2	9	3	11	5	6	8	6	6	2	4	7	7	5	4	4	10	10	0
臨時的任用職員	2	35	5	32	9	23	5	32	14	18	11	3	34	18	16	11	26	14	13	20	17	13	6	12	25	22	3

(別表1) 職種の分類

分類	業務内容例
一般事務職員	事務系の常勤職員が通常行う業務に類似する業務を行う者
技術職員	技術系の常勤職員が通常行う業務に類似する業務を行う者
医師	保健所嘱託医、福祉事務所嘱託医、健康づくり嘱託医、福祉施設医員等
医療技術員	薬剤師、臨床検査技師、栄養士、心理技術員、予防接種補助員、歯科衛生士、理学・作業療法士等
看護師等	保健師、看護師、助産師等
保育士等	施設保育士、施設内介護職員、介助員、寄宿舍指導員、ホームヘルパー、ガイドヘルパー等
給食調理員	病院調理員、学校調理員等
技能労務職員	運転手、電話交換手、清掃機械運転、ごみ収集、家畜防疫作業、電気・ボイラー操作、守衛・庁務員等 (一般事務職員の業務を除く技能・労務系の職務を行うもの。ただし、病院調理員、学校調理員等は「給食調理員」に分類のこと。)
教員・講師	代替教員、学校講師、研修講師、児童施設講師、幼稚園教諭、英語指導助手等
その他	館長(公民館館長等)、相談員(消費生活相談員、交通事故相談員、青少年相談員等)、指導員(交通安全指導員、国民年金指導員等)、調査員(統計調査員等)、研究員(埋蔵文化財調査研究員等)、行政協力員(行政連絡員、駐在員等)、施設管理人(市町村有林管理人等)、奉仕員(森林巡回員等)、その他(上記以外の職種で臨時・非常勤職員が従事しているもの)

※ 選挙の実施に伴う臨時・非常勤職員については、当該年度の特殊事情によるものとして、対象職員から除いています。

(別表2) 代表的な職種の分類

職種	解説
事務補助職員	一般事務職員のうち、常勤職員の補助業務を行う者
看護師	看護師資格を有する者(保健師、助産師、准看護師を除く。)
保育士	保育士資格を有する者(いわゆる保育補助等の無資格者を除く。)
給食調理員	学校、給食センター、各種施設等で給食の調理業務に携わる者(調理師免許の有無を問わない。)
清掃作業員	ゴミ収集、道路・施設清掃等の清掃業務に従事する者
消費生活相談員	消費生活センター等で相談業務に携わる者(資格の有無を問わない。)

未定稿

資料4-3

臨時・非常勤職員に関する調査結果について  
(政令市分)

平成20年4月1日現在

## 1-1 政令市の臨時・非常勤職員数(職種別)

(単位：人)

職 種	平成20年4月1日			
	計	構成比(%)	男	女
一般事務職員	11,202	27.0	3,333	7,869
技術職員	894	2.2	741	153
医師	1,245	3.0	865	380
医療技術員	798	1.9	119	679
看護師等	1,340	3.2	13	1,327
保育士等	5,950	14.3	121	5,829
給食調理員	2,811	6.8	50	2,761
技能労務職員	5,448	13.1	4,496	952
教員・講師	3,459	8.3	1,046	2,413
その他	8,385	20.2	2,836	5,549
合 計	41,532	100.0	13,620	27,912

※1 本調査は、平成20年4月1日現在において、※2に該当する職員について調査を行ったものです。(次頁以降も同じ。)

※2 調査対象職員は、政令市の臨時・非常勤職員(地方公務員法3条3項3号、17条又は

22条2項若しくは5項により任用されている者で、任期付短時間勤務職員や再任用短時間勤務職員等一定の職員を除きます。)であって、任用期間が6月以上又は6月以上となることが明らかであり、かつ、1週間当たりの勤務時間が20時間以上の職員です。

※3 職種の分類は別表1「職種の分類」とおりです。

## 1-2 政令市の臨時・非常勤職員数(職種別・任用根拠別)

(単位:人)

職 種	特別職非常勤職員 (法3条3項3号) ※1				一般職非常勤職員 (法17条) ※2				臨時的任用職員 (法22条2項・5項) ※3								
	計	構成比 (%)	男	女	計	構成比 (%)	男	女	計	構成比 (%)	男	女	計のうち フルタイム 職員				
														計	構成比 (%)	男	女
一般事務職員	11,202	100.0	3,333	7,869	8,022	71.6	3,075	4,947	546	4.9	86	460	2,634	23.5	172	2,462	1,692
技術職員	894	100.0	741	153	847	94.7	724	123	16	1.8	7	9	31	3.5	10	21	21
医師	1,245	100.0	865	380	1,215	97.6	850	365	7	0.6	0	7	23	1.8	15	8	23
医療技術員	798	100.0	119	679	622	77.9	92	530	21	2.6	3	18	155	19.4	24	131	70
看護師等	1,340	100.0	13	1,327	1,007	75.1	6	1,001	21	1.6	1	20	312	23.3	6	306	66
保育士等	5,950	100.0	121	5,829	3,072	51.6	78	2,994	994	16.7	13	981	1,884	31.7	30	1,854	1,022
給食調理員	2,811	100.0	50	2,761	1,534	54.6	25	1,509	820	29.2	2	818	457	16.3	23	434	273
技能労務職員	5,448	100.0	4,496	952	4,708	86.4	3,974	734	162	3.0	134	28	578	10.6	388	190	493
教員・講師	3,459	100.0	1,046	2,413	1,503	43.5	402	1,101	29	0.8	5	24	1,927	55.7	639	1,288	1,587
その他	8,385	100.0	2,836	5,549	8,278	98.7	2,779	5,499	36	0.4	18	18	71	0.8	39	32	54
合 計	41,532	100.0	13,620	27,912	30,808	74.2	12,005	18,803	2,652	6.4	269	2,383	8,072	19.4	1,346	6,726	5,301

※1 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員若しくはこれらの者に準ずる者として任用されている者

※2 一般職として期限付任用されている者(一般的に地方公務員法第17条に基づく任用とされている者)

※3 地方公務員法第22条第2項又は第5項に基づき臨時的任用されている者

※4 職種分類は別表1「職種分類」のとおりです。

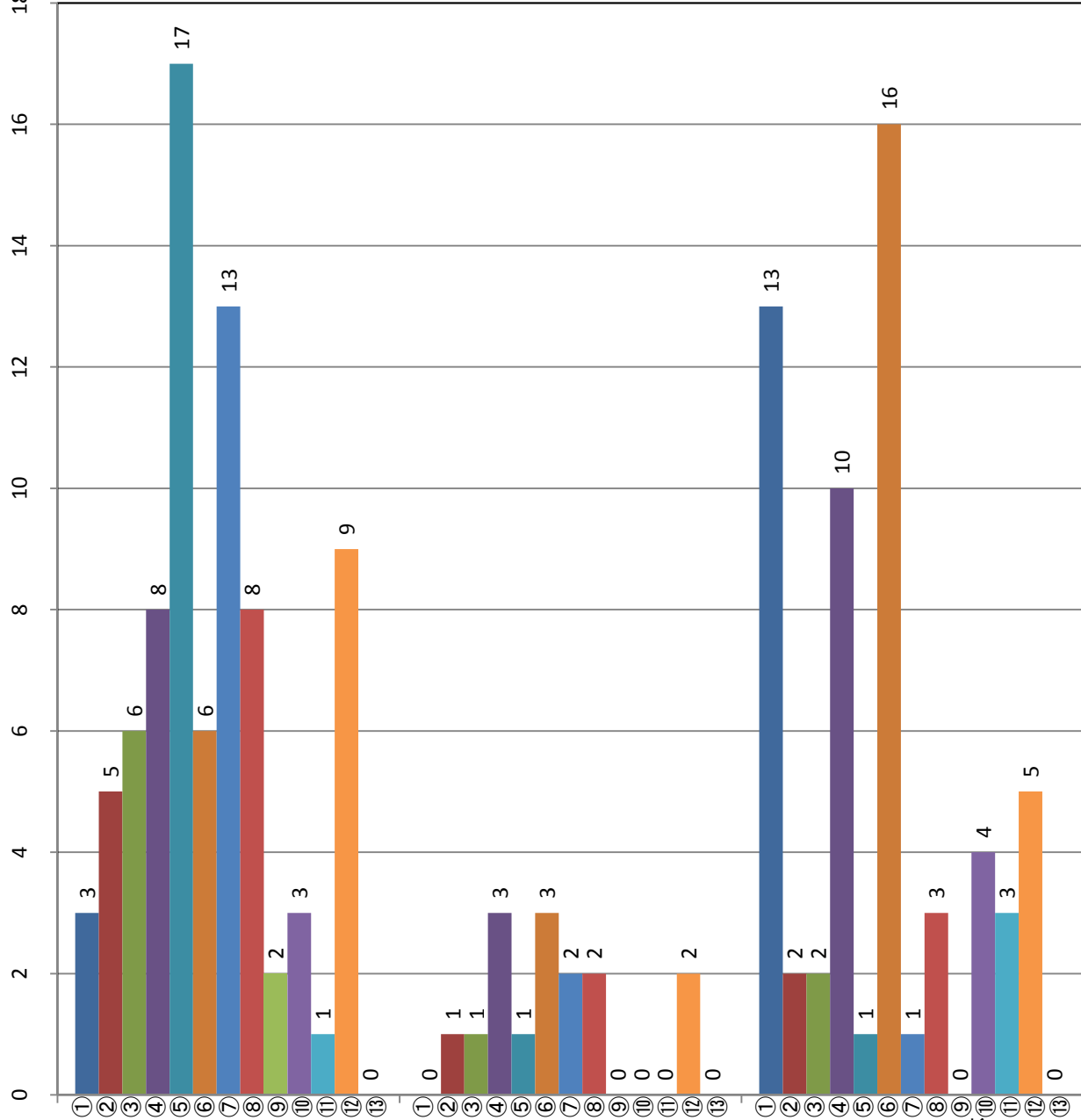
※5 各任用根拠により臨時・非常勤職員を任用している団体数は以下のとおりです。

	任用根拠		活用率(%)
	団体数	活用率(%)	
法3条3項3号	17	100.0	
法17条	4	23.5	
法22条2項・5項	15	88.2	

## 2 任用根拠別の臨時・非常勤職員を活用する理由（政令市）

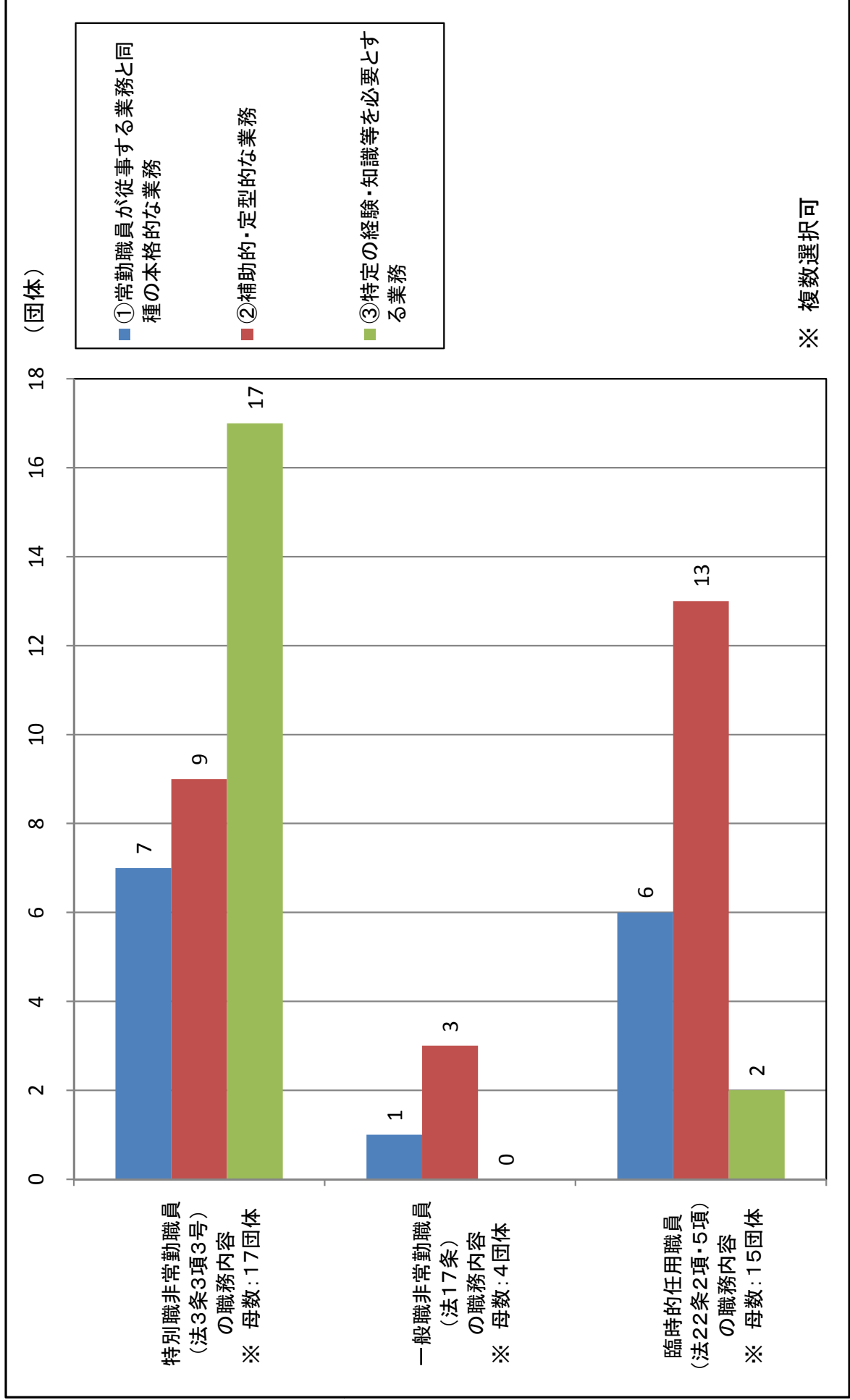
18 (団体)

- ① 臨時的・一時的な業務量の増加に対応するため
- ② 日・週の中で業務量の繁閑に対応するため(フルタイムで従事することを必要としない)
- ③ 将来的に業務自体を廃止又は削減することが見込まれる業務に対応するため
- ④ 補助的・定型的業務に対応するため
- ⑤ 特定の経験・知識・資格等を必要とする業務に対応するため
- ⑥ 常勤職員の職が欠員となった場合の代替職員の確保のため
- ⑦ 特定の業務のみに従事させる等、常勤職員とは異なる人事管理が必要であるため
- ⑧ 任期ごとに能力、適正を見極めて適材を任用することができるため
- ⑨ 地方公務員法上の規制が(全部又は一部)除外されており、弾力的な運用が可能であるため
- ⑩ 人材が不足しており、常勤職員としての採用が困難であるため
- ⑪ 職員の新たな配置が必要であるが、常勤職員の定数枠が足りないため
- ⑫ 人件費を削減するため
- ⑬ その他



※ 複数選択可

### 3 任用根拠別の職務内容の区分の基本的考え方（政令市）



#### 4-1 代表的な職種別の任用期間の状況（政令市）

代表的な職種 ※1	任用根拠	任用期間 ※2				
		平均(月数)	3か月以下	3か月超 6か月以内	6か月超 9か月以内	9か月超 12か月以内
事務補助職員	特別職非常勤職員	12.0	0	0	0	12
	一般職非常勤職員	11.5	0	0	0	2
	臨時的任用職員	7.4	0	10	0	3
	特別職非常勤職員	12.0	0	0	0	16
看護師	一般職非常勤職員	12.0	0	0	0	1
	臨時的任用職員	7.4	0	10	0	3
	特別職非常勤職員	12.0	0	0	0	13
保育士	一般職非常勤職員	11.5	0	0	0	2
	臨時的任用職員	7.4	0	10	0	3
	特別職非常勤職員	12.0	0	0	0	14
給食調理員	一般職非常勤職員	9.0	0	1	0	2
	臨時的任用職員	7.5	0	9	0	3
	特別職非常勤職員	12.0	0	0	0	10
清掃作業員	一般職非常勤職員	11.5	0	0	0	2
	臨時的任用職員	6.8	0	7	0	1
	特別職非常勤職員	12.0	0	0	0	12
消費生活相談員	一般職非常勤職員	0.0	0	0	0	0
	臨時的任用職員	8.0	0	2	0	1
	特別職非常勤職員	12.0	0	0	0	12

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 「任用期間」とは、条例、規則、要綱等で定められた当初任用する際の基本的な任期です。



4-2 代表的な職種別の再度任用の状況（政令市）

代表的な職種 ※1	再 度 任 用 の 状 況 ※2																		
	再度任用の可否		再度任用回数の上限					通算任用期間の上限											
	不可能 (団体数)	可能 (団体数)	定めなし (団体数)	上限あり (団体数)	上限回数 (団体数)					定めなし (団体数)	上限あり (団体数)	平均 (年数)	上限期間 (団体数)						
					1回	2回	3回	4回	5回以上				1年以内 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超		
事務補助職員	特別職非常勤職員	0	12	6	6	3.7	0	1	0	5	0	8	4	0	0	0	1	3	0
	一般職非常勤職員	0	2	0	2	1.5	1	1	0	0	0	0	2	0	1	1	0	0	0
	臨時的任用職員	4	9	5	5	1.0	5	0	0	0	0	4	7	0	2	0	0	0	0
看護師	特別職非常勤職員	0	16	8	8	3.7	0	1	0	6	0	10	6	0	0	0	1	4	0
	一般職非常勤職員	0	1	0	1	2.0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0
	臨時的任用職員	5	8	4	4	1.0	4	0	0	0	0	4	5	0	2	0	0	0	0
保育士	特別職非常勤職員	0	13	7	6	3.0	1	1	0	3	0	9	4	0	0	0	1	1	0
	一般職非常勤職員	0	2	0	2	2.0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0
	臨時的任用職員	3	10	6	5	1.0	5	0	0	0	0	5	5	0	2	0	0	0	0
給食調理員	特別職非常勤職員	0	14	9	5	3.3	0	2	0	4	0	11	3	0	0	0	1	2	0
	一般職非常勤職員	0	3	0	3	3.0	1	1	0	0	0	0	3	0	1	2	0	0	0
	臨時的任用職員	4	8	4	5	1.0	5	0	0	0	0	3	6	0	1	0	1	0	0
清掃作業員	特別職非常勤職員	0	10	3	7	3.7	0	1	0	5	0	5	5	0	0	0	1	3	0
	一般職非常勤職員	0	2	0	2	1.5	1	1	0	0	0	0	2	0	1	1	0	0	0
	臨時的任用職員	2	6	4	3	1.0	3	0	0	0	0	3	3	0	2	0	0	0	0
消費生活相談員	特別職非常勤職員	0	12	7	5	3.6	0	1	0	4	0	9	3	0	0	0	1	2	0
	一般職非常勤職員	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	臨時的任用職員	1	2	2	1	1.0	1	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 「再度任用」とは、当初予定されていた任用期間を満了した後、引き続き同じ職種に任用することです。法22条2項及び5項に規定するような法定の更新は除きます。なお、任期の満了した職員を、任期満了後1か月以内の間隔を空けて再び任用する場合も再度任用に含めます。

4-3 代表的な職種別の同一人の再度任用を可能としている理由（政令市）

（単位：団体）

職 種	任用根拠	同一人の再度任用を可能としている理由						回答の母数
		1 勤務実績が良好であった者を引き続き勤務させるため	2 専門的知識・技能、資格・免許を要する職であり、人材確保が困難であるため	3 業務内容の特殊性、勤務時間の不規則性により、人材確保が困難であるため	4 担当業務（又は行政事務）に習熟した者を再度任用する方が効率的であるため	5 改めて募集、選考・採用試験を行うことが負担であるため	6 その他	
事務補助職員	特別職非常勤職員	8	1	0	3	0	0	12
	一般職非常勤職員	1	0	0	1	0	0	2
	臨時的任用職員	4	0	0	6	0	0	10
看護師	特別職非常勤職員	7	8	1	1	0	0	17
	一般職非常勤職員	0	1	0	0	0	0	1
	臨時的任用職員	4	2	1	3	0	0	10
保育士	特別職非常勤職員	6	5	0	1	0	0	12
	一般職非常勤職員	1	2	1	0	0	0	4
	臨時的任用職員	3	3	1	4	0	0	11
給食調理員	特別職非常勤職員	6	4	2	1	0	0	13
	一般職非常勤職員	2	0	1	0	0	1	4
	臨時的任用職員	4	1	2	2	0	0	9
清掃作業員	特別職非常勤職員	7	0	1	2	0	0	10
	一般職非常勤職員	1	0	2	0	0	0	3
	臨時的任用職員	2	0	2	3	0	0	7
消費生活相談員	特別職非常勤職員	6	4	0	2	0	0	12
	一般職非常勤職員	0	0	0	0	0	0	0
	臨時的任用職員	2	1	0	0	0	0	3

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

## 5 代表的な職種別勤務時間の状況（政令市）

代表的な 職種 ※1	任用根拠	1週間当たりの勤務時間			
		平均勤務時間 (時間)	20時間以内 (団体数)	20時間超 30時間以内 (団体数)	30時間超 40時間以内 (団体数)
事務補助職員	特別職非常勤職員	30.4	0	9	3
	一般職非常勤職員	34.0	0	1	1
	臨時的任用職員	36.9	0	2	10
看護師	特別職非常勤職員	30.4	0	11	4
	一般職非常勤職員	29.0	0	1	0
	臨時的任用職員	36.6	1	1	11
保育士	特別職非常勤職員	29.1	0	10	2
	一般職非常勤職員	38.0	0	0	2
	臨時的任用職員	37.9	0	1	12
給食調理員	特別職非常勤職員	30.4	0	10	4
	一般職非常勤職員	31.3	0	2	1
	臨時的任用職員	36.8	0	1	11
清掃作業員	特別職非常勤職員	30.1	0	7	2
	一般職非常勤職員	40.0	0	0	1
	臨時的任用職員	35.3	0	2	5
消費生活相談員	特別職非常勤職員	28.9	0	10	1
	一般職非常勤職員	0.0	0	0	0
	臨時的任用職員	39.5	0	0	2

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 団体内で、同じ職種について複数の勤務時間の設定がある場合には、最も対象者の多い設定について回答しています。

## 6-1 事務補助職員の報酬及び費用弁償等の状況（政令市）

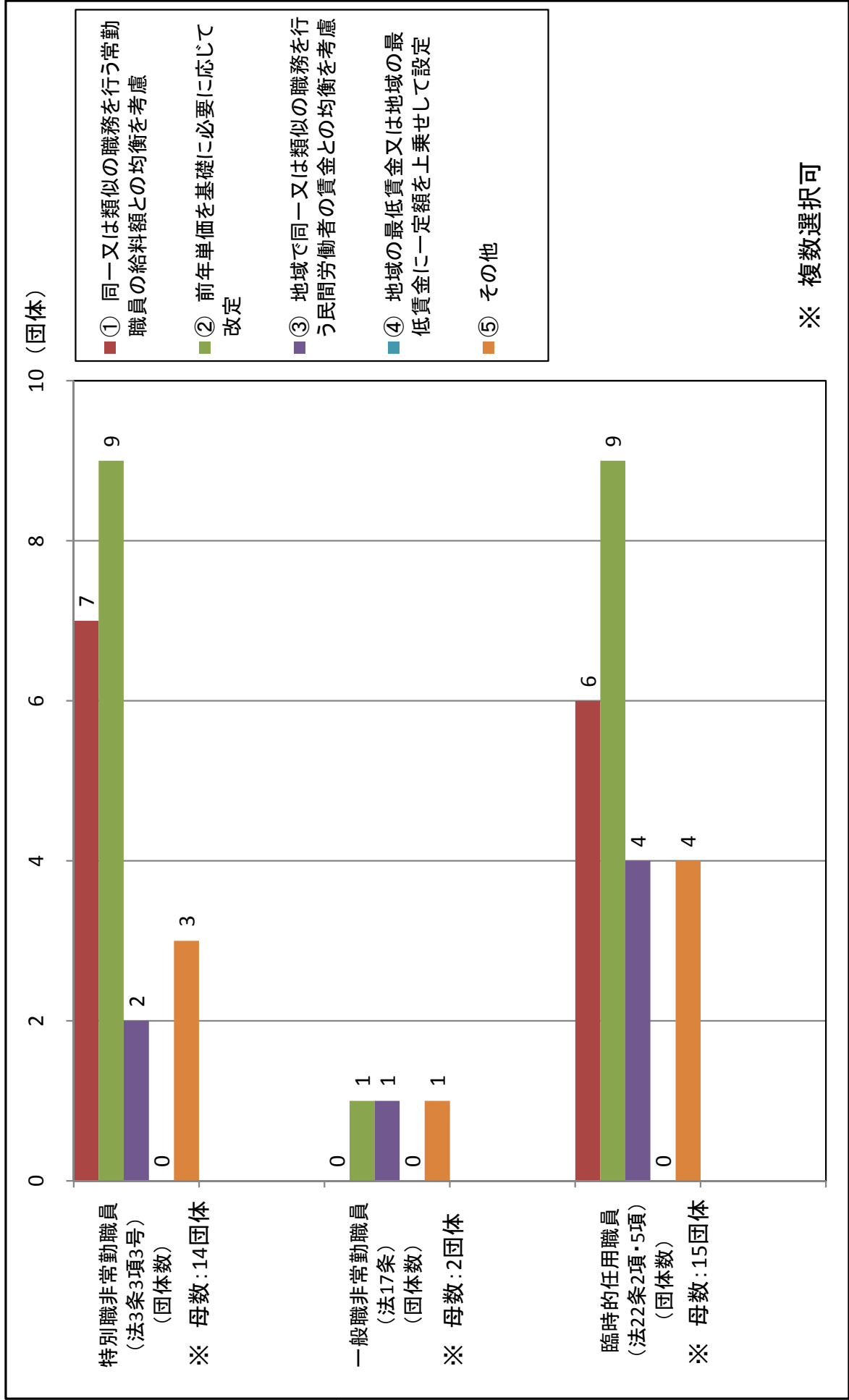
任用根拠	報 酬 及 び 費 用 弁 償										給 料			
	報酬の基本額 ※1（1時間当たり換算額）										報酬の基本額以外の報酬及び通勤費用・旅費以外の費用弁償 ※2		(常勤職員の場合) ※3	
	平均額(円)	報酬額分布(団体数)					通勤費用(費用弁償)		支給せず(団体数)	支給(団体数)	支給せず(団体数)	支給(団体数)	支給団体数	平均額(円)
		700円以内	700円超 800円以内	800円超 900円以内	900円超 1,000円以内	1,000円超	支給せず(団体数)	支給(団体数)						
特別職非常勤職員 (法3条3項3号)	1,259	0	0	2	0	11	1	12	10	3	2	146,150		
一般職非常勤職員 (法17条)	841	0	0	2	0	0	0	2	1	1	2	163,450		
随時的任用職員 (法22条2項・5項)	845	0	0	4	1	0	1	7	7	1	11	137,848		

※1 「報酬の基本額」とは、初任時に適用される報酬額です。

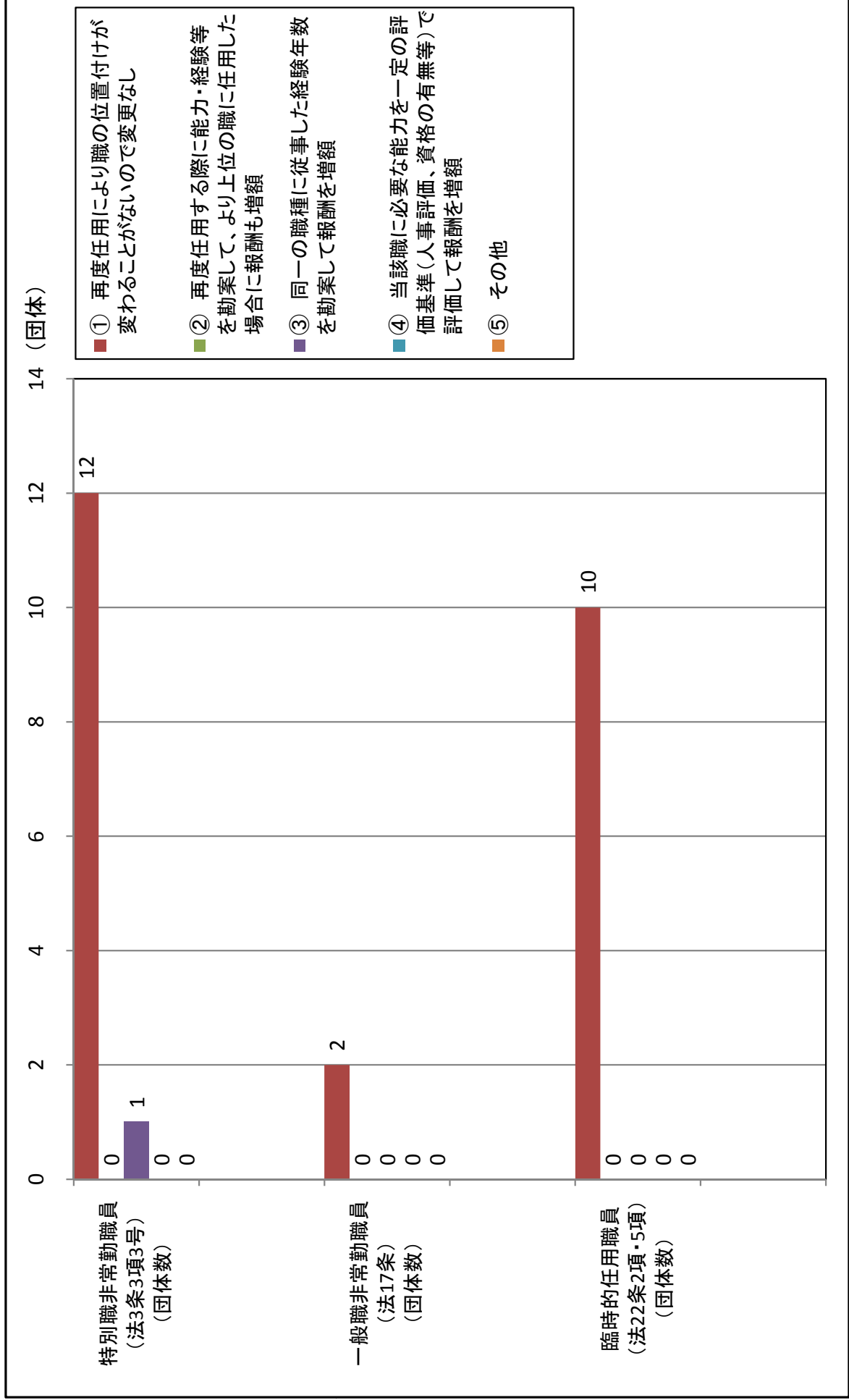
※2 「報酬の基本額以外の報酬及び通勤費用・旅費以外の費用弁償」は、時間外勤務に対する追加報酬等です。

※3 「給料」は、法3条3項3号、17条又は22条2項若しくは5項で任用された職員のうち、常勤（フルタイム）の者に対し、給料を支給している場合の、初任時に適用される給料額です。

## 6-2 報酬・給料の設定の考え方（政令市）



### 6-3 再度任用時の報酬・給料等の考え方（政令市）



## 6-4 事務補助職員の休暇の状況（政令市）

（単位：団体）

任用根拠	休暇の状況（団体数）																													
	年次有給休暇		産前・産後休暇		育児時間		生理休暇		子の看護休暇		病気休暇		忌引休暇																	
	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無													
特別職非常勤職員	0	12	2	10	5	6	2	10	6	3	8	2	10	10	3	8	2	10	6	7	6	1	6	7	5	2	0	12	12	1
一般職非常勤職員	0	2	0	2	1	1	0	2	1	1	1	0	2	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	0	2	2	0	
臨時的任用職員	0	13	3	10	1	10	4	10	2	8	4	4	9	3	7	7	4	12	2	5	1	4	12	2	0	2	6	5	1	

(別表1) 職種の種類

分類	業務内容例
一般事務職員	事務系の常勤職員が通常行う業務に類似する業務を行う者
技術職員	技術系の常勤職員が通常行う業務に類似する業務を行う者
医師	保健所嘱託医、福祉事務所嘱託医、健康づくり嘱託医、福祉施設医員等
医療技術員	薬剤師、臨床検査技師、栄養士、心理技術員、予防接種補助員、歯科衛生士、理学・作業療法士等
看護師等	保健師、看護師、助産師等
保育士等	施設保育士、施設内介護職員、介助員、寄宿舍指導員、ホームヘルパー、ガイドヘルパー等
給食調理員	病院調理員、学校調理員等
技能労務職員	運転手、電話交換手、清掃機械運転、ごみ収集、家畜防疫作業、電気・ボイラー操作、守衛・庁務員等 (一般事務職員の業務を除く技能・労務系の職務を行うもの。ただし、病院調理員、学校調理員等は「給食調理員」に分類のこと。)
教員・講師	代替教員、学校講師、研修講師、児童施設講師、幼稚園教諭、英語指導助手等
その他	館長(公民館館長等)、相談員(消費生活相談員、交通事故相談員、青少年相談員等)、指導員(交通安全指導員、国民年金指導員等)、調査員(統計調査員等)、研究員(埋蔵文化財調査研究員等)、行政協力員(行政連絡員、駐在員等)、施設管理人(市町村有林管理人等)、奉仕員(森林巡回員等)、その他(上記以外の職種で臨時・非常勤職員が従事しているもの)

※ 選挙の実施に伴う臨時・非常勤職員については、当該年度の特殊事情によるものとして、対象職員から除いています。

(別表2) 代表的な職種の分類

職種	解説
事務補助職員	一般事務職員のうち、常勤職員の補助業務を行う者
看護師	看護師資格を有する者(保健師、助産師、准看護師を除く。)
保育士	保育士資格を有する者(いわゆる保育補助等の無資格者を除く。)
給食調理員	学校、給食センター、各種施設等で給食の調理業務に携わる者(調理師免許の有無を問わない。)
清掃作業員	ゴミ収集、道路・施設清掃等の清掃業務に従事する者
消費生活相談員	消費生活センター等で相談業務に携わる者(資格の有無を問わない。)



臨時・非常勤職員に関する調査結果について  
(市町村等分)

平成20年4月1日現在

## 1-1 市町村等の臨時・非常勤職員数(職種別)

(単位：人)

職 種	平成20年4月1日			
	計	構成比(%)	男	女
一般事務職員	82,313	23.3	13,877	68,436
技術職員	3,791	1.1	2,254	1,537
医師	4,576	1.3	3,522	1,054
医療技術員	5,890	1.7	528	5,362
看護師等	17,677	5.0	282	17,395
保育士等	81,704	23.1	3,235	78,469
給食調理員	32,730	9.3	726	32,004
技能労務職員	39,536	11.2	21,596	17,940
教員・講師	21,492	6.1	3,947	17,545
その他	63,305	17.9	21,809	41,496
合 計	353,014	100.0	71,776	281,238

※1 本調査は、平成20年4月1日現在において、※2に該当する職員について調査を行ったものです。(次頁以降も同じ。)

※2 調査対象職員は、市町村等(市町村、特別区、一部事務組合、広域連合、財産区及び地方開発事業団)の臨時・非常勤職員(地方公務員法3条3項3号、17条又は22条2項若しくは5項により任用されている者で、任期付短時間勤務職員や再任用短時間勤務職員等一定の職員を除きます。)であって、任用期間が6月以上又は6月以上とすることが明らかであり、かつ、1週間当たりの勤務時間が20時間以上の職員です。

※3 職種の分類は別表1「職種の分類」とおりです。

1-2 市町村等の臨時・非常勤職員数(職種別・任用根拠別)

(単位:人)

職 種	特別職非常勤職員 (法3条3項3号) ※1				一般職非常勤職員 (法17条) ※2				臨時的任用職員 (法22条2項・5項) ※3							
	計	男	女	構成比 (%)	計	男	女	構成比 (%)	計	男	女	構成比 (%)	計のうち フルタイム 職員			
														計	男	女
一般事務職員	82,313	13,877	68,436	100.0	25,065	6,604	18,461	30.5	19,648	3,179	16,469	23.9	37,600	4,094	33,506	19,043
技術職員	3,791	2,254	1,537	100.0	1,698	1,223	475	44.8	849	464	385	22.4	1,244	567	677	739
医師	4,576	3,522	1,054	100.0	2,580	2,064	516	56.4	906	666	240	19.8	1,090	792	298	778
医療技術員	5,890	5,362	528	100.0	2,238	252	1,986	38.0	1,217	97	1,120	20.7	2,435	179	2,256	1,198
看護師等	17,677	282	17,395	100.0	3,789	55	3,734	21.4	4,861	61	4,800	27.5	9,027	166	8,861	4,417
保育士等	81,704	3,235	78,469	100.0	15,402	798	14,604	18.9	18,550	639	17,911	22.7	47,752	1,798	45,954	25,819
給食調理員	32,730	726	32,004	100.0	6,027	189	5,838	18.4	9,995	172	9,823	30.5	16,708	365	16,343	7,555
技能労務職員	39,536	21,596	17,940	100.0	10,396	6,720	3,676	26.3	10,354	5,699	4,655	26.2	18,786	9,177	9,609	9,971
教員・講師	21,492	3,947	17,545	100.0	7,048	1,904	5,144	32.8	4,595	806	3,789	21.4	9,849	1,237	8,612	4,487
その他	63,305	21,809	41,496	100.0	35,191	14,325	20,866	55.6	13,016	3,841	9,175	20.6	15,098	3,643	11,455	4,806
合 計	353,014	71,776	281,238	100.0	109,434	34,134	75,300	31.0	83,991	15,624	68,367	23.8	159,589	22,018	137,571	78,813

※1 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員若しくはこれらの者に準ずる者として任用されている者

※2 一般職として期限付任用されている者(一般的に地方公務員法第17条に基づく任用とされている者)

※3 地方公務員法第22条第2項又は第5項に基づき臨時的任用されている者

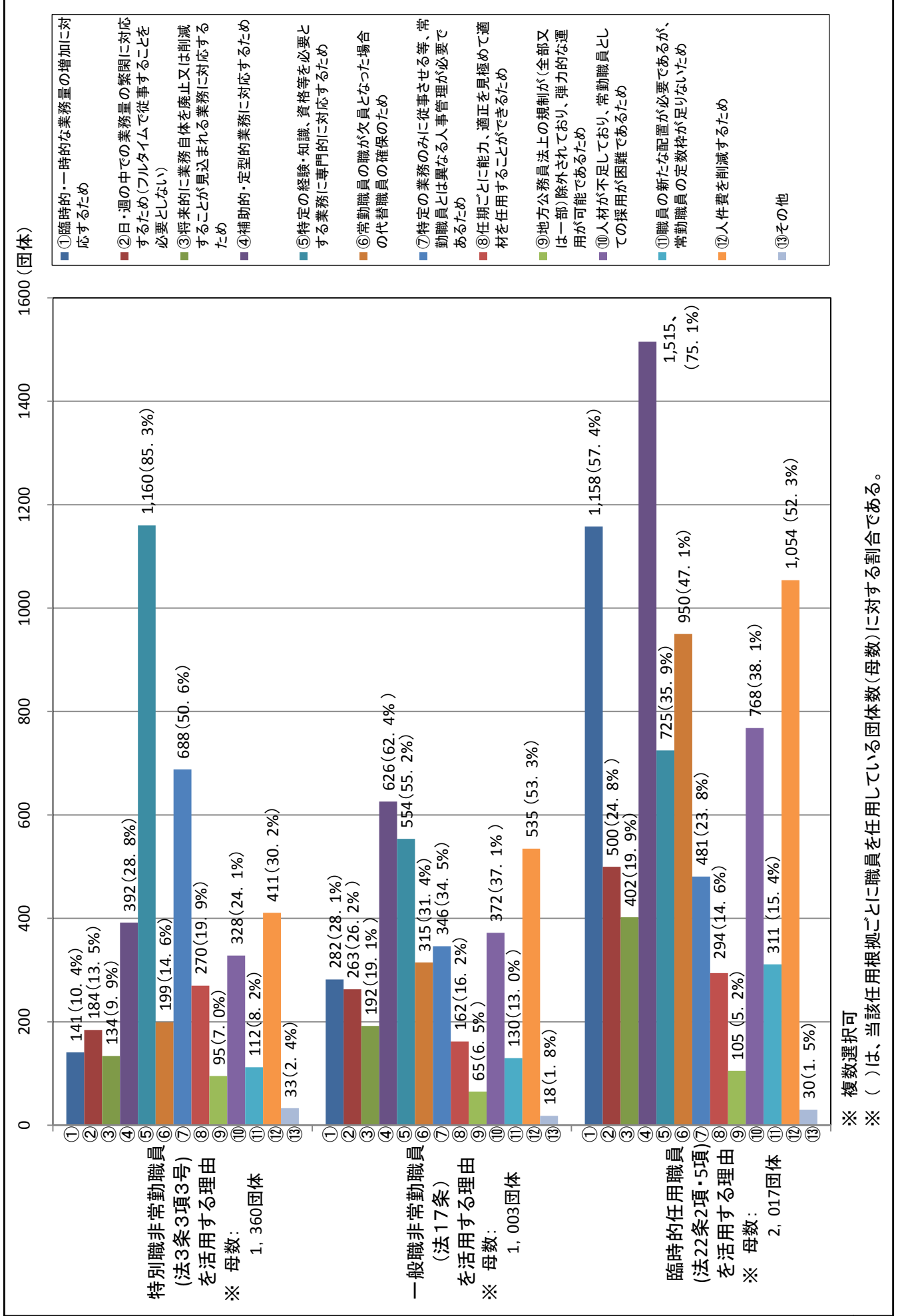
※4 職種分類は別表1「職種の分類」のとおりです。

※5 各任用根拠により臨時・非常勤職員を任用している団体数は以下のとおりです。(活用率は、臨時・非常勤職員を1人以上活用している団体数(2,734団体)に対する割合。)

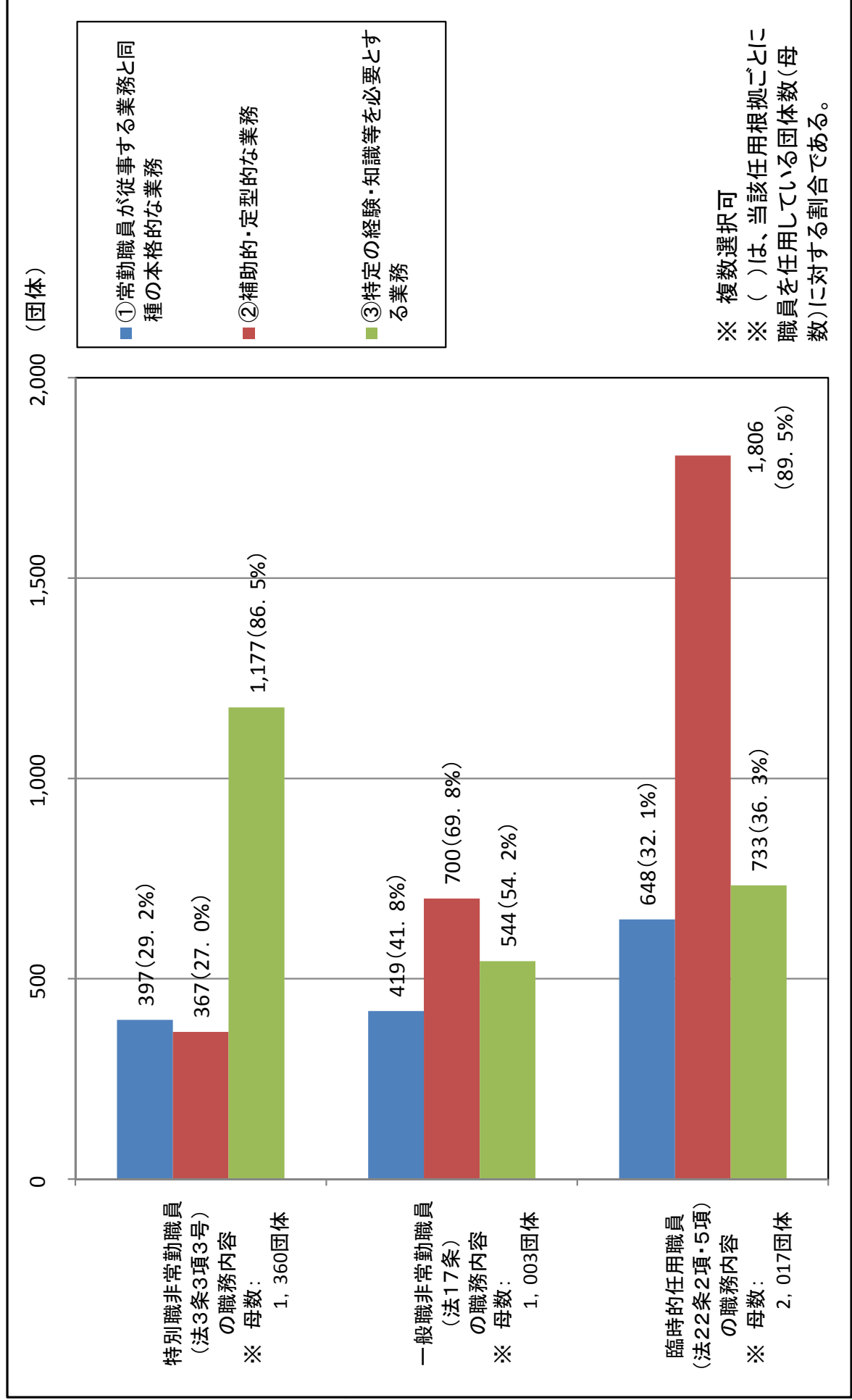
任用根拠	団体数	活用率(%)
法3条3項3号	1,359	49.7
法17条	1,008	36.9
法22条2項・5項	2,017	73.8

・平成20年4月1日現在の市町村等の団体数は、  
3,645団体(市区789団体、町村1,010団体、一組1,846団体)である。

## 2 任用根拠別の臨時・非常勤職員を活用する理由（市町村等）



### 3 任用根拠別の職務内容の区分の基本的考え方（市町村等）



#### 4-1 代表的な職種別の任用期間の状況（市町村等）

代表的な職種 ※1	任用根拠	任用期間 ※2				
		平均(月数)	3か月以下	3か月超 6か月以内	6か月超 9か月以内	9か月超 12か月以内
事務補助職員	特別職非常勤職員	11.9	0	32	0	676
	一般職非常勤職員	10.6	18	171	1	612
	臨時的任用職員	6.8	67	1,479	4	199
看護師	特別職非常勤職員	11.3	0	17	0	323
	一般職非常勤職員	10.7	7	88	0	313
	臨時的任用職員	6.9	25	701	0	101
保育士	特別職非常勤職員	11.5	0	16	0	307
	一般職非常勤職員	10.2	7	113	2	366
	臨時的任用職員	7.0	27	1,025	1	138
給食調理員	特別職非常勤職員	11.7	0	17	0	276
	一般職非常勤職員	10.5	9	120	1	388
	臨時的任用職員	6.9	34	956	1	130
清掃作業員	特別職非常勤職員	11.8	0	9	0	158
	一般職非常勤職員	10.6	6	62	0	197
	臨時的任用職員	6.8	20	486	1	63
消費生活相談員	特別職非常勤職員	7.9	0	6	0	248
	一般職非常勤職員	11.0	1	14	0	83
	臨時的任用職員	4.3	3	66	0	14

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 「任用期間」とは、条例、規則、要綱等で定められた当初任用する際の基本的な任期です。

### 4-2 代表的な職種別の再度任用の状況（市町村等）

代表的な職種 ※1	再度任用の状況 ※2																			
	再度任用の可否					再度任用回数の上限					通算任用期間の上限									
	不可能 (団体数)	可能 (団体数)	定めなし (団体数)	上限あり (団体数)	平均 (回数)	上限回数 (団体数)				定めなし (団体数)	上限あり (団体数)	平均 (年数)	上限期間 (団体数)							
						1回	2回	3回	4回				5回以上	1年以内 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超		
事務補助職員	特別職非常勤職員	11	739	538	201	3.7	7	51	17	77	24	525	214	4.5	7	5	66	6	106	23
	一般職非常勤職員	21	787	587	200	3.3	25	51	25	50	31	554	233	3.9	19	14	81	7	81	23
	臨時的任用職員	416	1,360	1,021	382	2.3	236	43	21	20	22	962	447	2.1	192	60	104	5	39	9
看護師	特別職非常勤職員	8	352	264	88	4.4	1	20	6	32	12	237	115	5.0	4	1	34	2	55	19
	一般職非常勤職員	9	403	316	87	6.2	10	19	3	31	6	305	98	4.7	7	5	22	2	41	16
	臨時的任用職員	157	678	550	143	2.6	84	18	7	7	7	523	171	2.2	80	11	49	3	18	5
保育士	特別職非常勤職員	8	337	239	98	2.5	3	27	8	31	11	227	110	4.5	4	2	38	3	45	17
	一般職非常勤職員	10	482	384	98	4.1	13	26	5	30	9	363	119	4.3	9	6	33	3	51	14
	臨時的任用職員	248	964	757	242	2.5	151	25	7	10	15	725	267	2.5	111	19	71	2	31	13
給食調理員	特別職非常勤職員	3	306	221	85	4.2	4	17	6	35	9	211	95	4.5	5	2	25	4	44	14
	一般職非常勤職員	13	511	412	100	3.8	14	23	7	32	9	395	116	4.5	12	7	30	2	48	16
	臨時的任用職員	226	907	714	225	2.2	142	25	8	13	10	693	247	1.8	119	20	57	2	23	5
清掃作業員	特別職非常勤職員	4	176	126	50	4.0	2	12	4	21	5	117	59	4.6	2	2	17	3	27	8
	一般職非常勤職員	6	263	200	63	3.2	11	13	8	16	8	200	63	3.9	12	4	13	2	24	6
	臨時的任用職員	126	450	355	110	2.3	68	13	5	9	4	334	132	2.5	66	10	32	2	14	4
消費生活相談員	特別職非常勤職員	2	283	221	62	3.0	2	17	2	24	7	206	77	3.3	3	1	20	2	37	12
	一般職非常勤職員	0	94	66	28	2.4	4	5	1	8	3	63	31	4.2	3	0	6	0	13	8
	臨時的任用職員	19	60	45	17	1.8	9	3	1	1	0	39	22	1.2	12	3	3	0	4	1

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 「再度任用」とは、当初予定されていた任用期間を満了した後、引き続き同じ職種に任用することです。法22条2項及び5項に規定するような法定の更新は除きます。なお、任期の満了した職員を、任期満了後1か月以内の間隔を空けて再び任用する場合も再度任用に含めます。

4-3 代表的な職種別の同一人の再度任用を可能としている理由（市町村等）

（単位：団体、％）

職 種	任用根拠	同一人の再度任用を可能としている理由												回答の母数
		1 勤務実績が良好であった者を引き続き勤務させるため		2 専門的知識・技能、資格・免許を要する職であり、人材確保が困難であるため		3 業務内容の特殊性、勤務時間の不規則性により、人材確保が困難であるため		4 担当業務（又は行政事務）に習熟した者を再度任用する方が効率的であるため		5 改めて募集、選考・採用試験を行うことが負担であるため		6 その他		
		団体数	母数に対する割合	団体数	母数に対する割合	団体数	母数に対する割合	団体数	母数に対する割合	団体数	母数に対する割合	団体数	母数に対する割合	
事務補助職員	特別職非常勤職員	209	28.7	168	23.1	38	5.2	303	41.7	2	0.3	7	1.0	826
	一般職非常勤職員	249	32.2	66	8.5	24	3.1	409	52.8	6	0.8	20	2.6	871
	臨時的任用職員	415	30.7	35	2.6	36	2.7	779	57.6	22	1.6	65	4.8	1,447
看護師	特別職非常勤職員	54	15.6	259	74.6	5	1.4	27	7.8	0	0.0	2	0.6	446
	一般職非常勤職員	42	10.7	288	73.3	13	3.3	41	10.4	1	0.3	8	2.0	491
	臨時的任用職員	57	8.5	500	74.6	23	3.4	78	11.6	3	0.4	9	1.3	769
保育士	特別職非常勤職員	58	17.5	208	62.8	11	3.3	50	15.1	0	0.0	4	1.2	430
	一般職非常勤職員	58	12.3	314	66.4	15	3.2	72	15.2	3	0.6	11	2.3	571
	臨時的任用職員	99	10.3	639	66.8	44	4.6	151	15.8	2	0.2	22	2.3	1,055
給食調理員	特別職非常勤職員	74	24.8	86	28.9	30	10.1	104	34.9	0	0.0	4	1.3	397
	一般職非常勤職員	100	20.0	118	23.6	77	15.4	188	37.7	5	1.0	11	2.2	597
	臨時的任用職員	157	17.4	222	24.6	137	15.2	346	38.3	7	0.8	34	3.8	999
清掃作業員	特別職非常勤職員	48	27.7	24	13.9	26	15.0	70	40.5	1	0.6	4	2.3	271
	一般職非常勤職員	72	27.9	15	5.8	44	17.1	113	43.8	6	2.3	8	3.1	355
	臨時的任用職員	110	24.9	22	5.0	81	18.3	203	45.9	5	1.1	21	4.8	537
消費生活相談員	特別職非常勤職員	43	15.4	177	63.4	9	3.2	44	15.8	1	0.4	5	1.8	377
	一般職非常勤職員	16	17.6	48	52.7	3	3.3	21	23.1	1	1.1	2	2.2	189
	臨時的任用職員	8	14.0	24	42.1	3	5.3	17	29.8	2	3.5	3	5.3	152

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。



## 5 代表的な職種別勤務時間の状況（市町村等）

代表的な 職種 ※1	任用根拠	1週間当たりの勤務時間			
		平均勤務時間 (時間)	20時間以内 (団体数)	20時間超 30時間以内 (団体数)	30時間超 40時間以内 (団体数)
事務補助職員	特別職非常勤職員	33.4	12	367	371
	一般職非常勤職員	34.4	11	333	482
	臨時的任用職員	37.3	32	282	1,582
看護師	特別職非常勤職員	34.1	8	148	188
	一般職非常勤職員	34.3	20	139	245
	臨時的任用職員	37.2	34	103	732
保育士	特別職非常勤職員	34.7	15	129	205
	一般職非常勤職員	35.6	20	151	337
	臨時的任用職員	38.7	23	89	1,179
給食調理員	特別職非常勤職員	34.5	3	127	177
	一般職非常勤職員	33.7	27	202	291
	臨時的任用職員	36.8	38	227	917
清掃作業員	特別職非常勤職員	33.0	6	67	93
	一般職非常勤職員	34.4	12	83	170
	臨時的任用職員	36.5	35	82	487
消費生活相談員	特別職非常勤職員	30.0	45	166	62
	一般職非常勤職員	34.4	5	49	31
	臨時的任用職員	36.1	2	13	50

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 団体内で、同じ職種について複数の勤務時間の設定がある場合には、最も対象者の多い設定について回答しています。

### 6-1 事務補助職員の報酬及び費用弁償等の状況（市町村等）

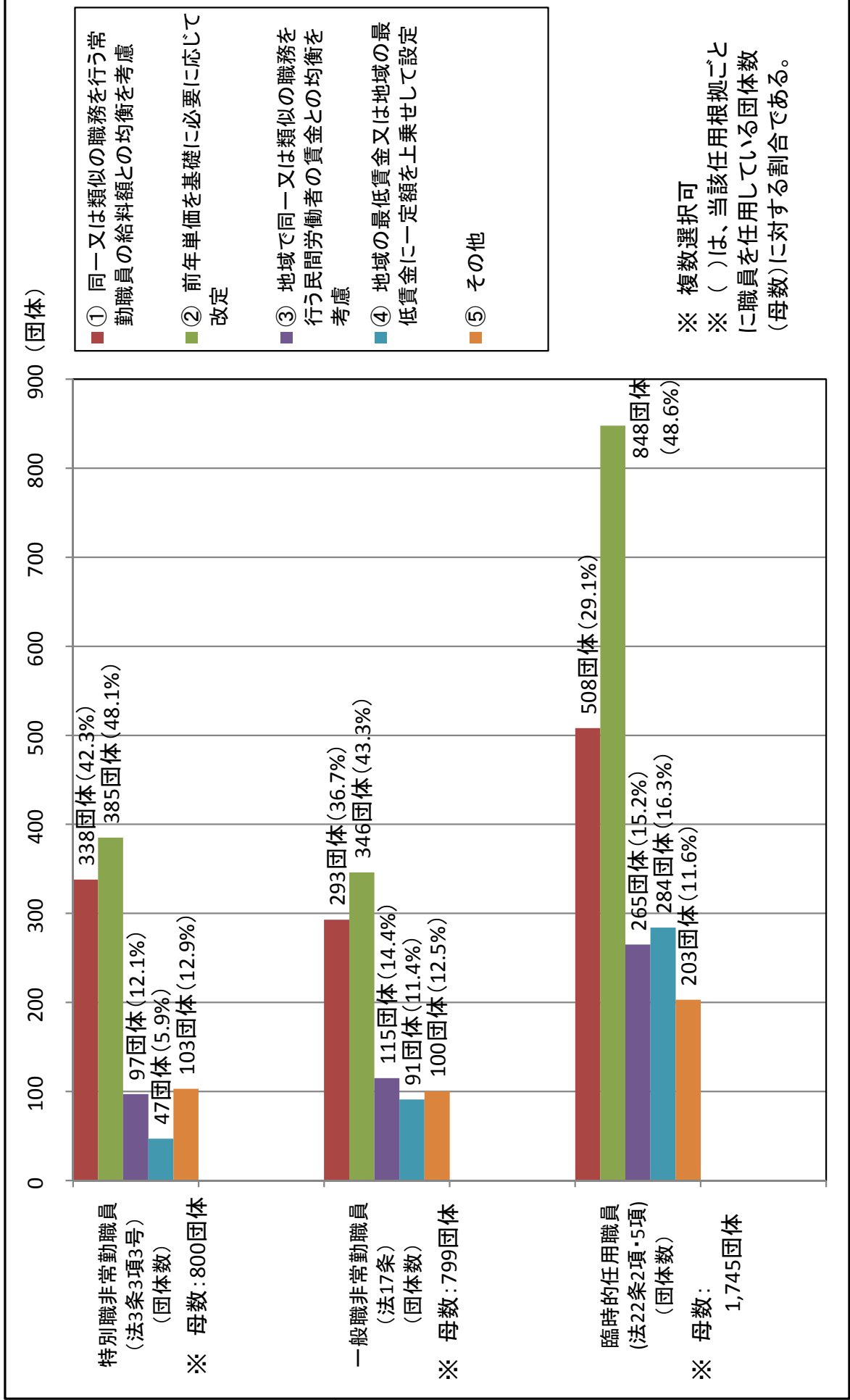
任用根拠	報酬及び費用弁償										給料 (常勤職員の場合) ※3		
	報酬の基本額 ※1 (1時間当たり換算額)				通勤費用 (費用弁償)		報酬の基本額以外の報酬 及び通勤費用・旅費 以外の費用弁償 ※2				支給 回数 (団体数)	平均額(円)	
	平均額(円)	報酬額分布(団体数)			支給 回数 (団体数)	支給 回数 (団体数)	支給 回数 (団体数)	支給 回数 (団体数)	支給 回数 (団体数)	支給 回数 (団体数)			
特別職非常勤職員 (法3条3項3号)	1,121	700円以内	700円超 800円以内	800円超 900円以内	900円超 1,000円以 内	1,000円超	支給 回数 (団体数)	支給 回数 (団体数)	支給 回数 (団体数)	支給 回数 (団体数)	支給 回数 (団体数)	102	156,233
一般職非常勤職員 (法17条)	902	54	226	186	87	169	280	442	485	237	177	150,953	
随時的任用職員 (法22条2項・5項)	796	205	710	416	75	44	583	867	1,018	432	490	140,874	

※1 「報酬の基本額」とは、初任時に適用される報酬額です。

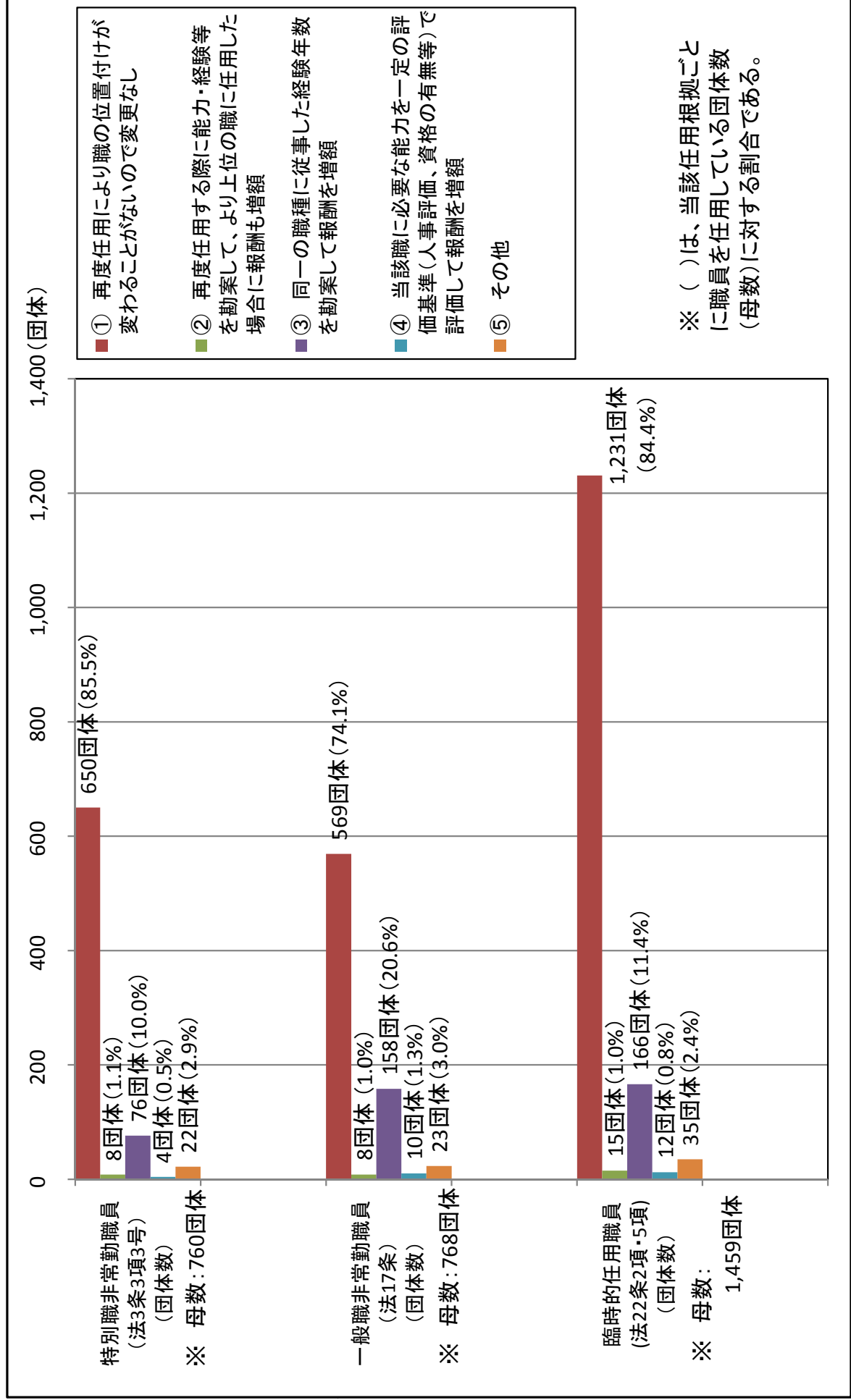
※2 「報酬の基本額以外の報酬及び通勤費用・旅費以外の費用弁償」は、時間外勤務に対する追加報酬等です。

※3 「給料」は、法3条3項3号、17条又は22条2項若しくは5項で任用された職員のうち、常勤（フルタイム）の者に対し、給料を支給している場合の、初任時に適用される給料額です。

## 6-2 報酬・給料の設定の考え方（市町村等）



### 6-3 再度任用時の報酬・給料等の考え方（市町村等）



### 6-4 事務補助職員の休暇の状況（市町村等）

（単位：団体）

任用根拠	休 暇 の 状 況 (団 体 数)																										
	年次有給休暇		産前・産後休暇		育児時間		生理休暇		子の看護休暇		病欠休暇		忌引休暇														
	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有													
特別職非常勤職員	86	714	424	376	80	296	511	289	78	212	207	473	327	121	207	608	192	86	106	455	345	199	156	344	456	425	32
一般職非常勤職員	45	754	379	420	72	348	470	329	63	266	264	426	373	110	264	595	204	80	126	435	364	185	186	324	475	422	53
臨時的任用職員	166	1,579	1,208	537	78	459	1,334	411	83	328	346	1,215	530	184	346	1,483	262	87	177	1,344	401	170	240	1,116	629	536	93

(別表1) 職種の種類

分類	業務内容例
一般事務職員	事務系の常勤職員が通常行う業務に類似する業務を行う者
技術職員	技術系の常勤職員が通常行う業務に類似する業務を行う者
医師	保健所嘱託医、福祉事務所嘱託医、健康づくり嘱託医、福祉施設医員等
医療技術員	薬剤師、臨床検査技師、栄養士、心理技術員、予防接種補助員、歯科衛生士、理学・作業療法士等
看護師等	保健師、看護師、助産師等
保育士等	施設保育士、施設内介護職員、介助員、寄宿舍指導員、ホームヘルパー、ガイドヘルパー等
給食調理員	病院調理員、学校調理員等
技能労務職員	運転手、電話交換手、清掃機械運転、ごみ収集、家畜防疫作業、電気・ボイラー操作、守衛・庁務員等 (一般事務職員の業務を除く技能・労務系の職務を行うもの。ただし、病院調理員、学校調理員等は「給食調理員」に分類のこと。)
教員・講師	代替教員、学校講師、研修講師、児童施設講師、幼稚園教諭、英語指導助手等
その他	館長(公民館館長等)、相談員(消費生活相談員、交通事故相談員、青少年相談員等)、指導員(交通安全指導員、国民年金指導員等)、調査員(統計調査員等)、研究員(埋蔵文化財調査研究員等)、行政協力員(行政連絡員、駐在員等)、施設管理人(市町村有林管理人等)、奉仕員(森林巡回員等)、その他(上記以外の職種で臨時・非常勤職員が従事しているもの)

※ 選挙の実施に伴う臨時・非常勤職員については、当該年度の特殊事情によるものとして、対象職員から除いています。

(別表2) 代表的な職種の分類

職種	解説
事務補助職員	一般事務職員のうち、常勤職員の補助業務を行う者
看護師	看護師資格を有する者(保健師、助産師、准看護師を除く。)
保育士	保育士資格を有する者(いわゆる保育補助等の無資格者を除く。)
給食調理員	学校、給食センター、各種施設等で給食の調理業務に携わる者(調理師免許の有無を問わない。)
清掃作業員	ゴミ収集、道路・施設清掃等の清掃業務に従事する者
消費生活相談員	消費生活センター等で相談業務に携わる者(資格の有無を問わない。)